富山、昭46不１、昭47．９．７

命　　令　　書

申立人　　総評全国一般労働組合富山地方本部

被申立人　　学校法人 朝日町自動車学校

主　　文

１　被申立人は、総評全国一般労働組合富山地方本部朝日町自動車学校支部所属下記組合員10名に対し、昭和46年１月６日から同年３月15日までのロックアウト期間中、就労させていれば支払うべきはずの諸給与相当額を支払わなければならない。

記

Ａ１　　Ａ２　　Ａ３

Ａ４　　Ａ５　　Ａ６

Ａ７　　Ａ８　　Ａ９

Ａ10

２　被申立人は、本命令交付の日から15日以内に、下記の誓約文を申立人組合に手交しなければならない。

誓　　約　　書

当学校が、総評全国一般労働組合富山地方本部に対しロックアウトを不当に継続したこと、およびその間団体交渉に正当な理由なく応じなかったことは、貴組合に対する不当労働行為でありました。

今後、このような不当労働行為を繰り返さないことを誓約します。

この旨、富山県地方労働委員会の命令によって手交します。

昭和47年 月 日

学校法人　朝日町自動車学校

理事長　Ｂ１

総評全国一般労働組合富山地方本部

執行委員長　A11　殿

３　申立人のその余の請求は、これを棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　申立人総評全国一般労働組合富山地方本部（以下「地本」という。）は、申立当時40支部、約2,000名の組合員で構成されていた組合である。

本件発生の朝日町自動車学校支部（以下「支部」という。なお「地本」と「支部」を包括して「組合」という。）は、昭和44年４月26日学校法人朝日町自動車学校職員13名の個人加盟で結成されたが、その後、支部組合員数は減少し現在７名である。

⑵　被申立人学校法人朝日町自動車学校（以下「学校」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、富山県公安委員会指定の自動車教習所を経営し職員18名を雇用している学校である。

学校の役員として、代表者理事長Ｂ１（以下「理事長」という。）、理事Ｂ２（以下「Ｂ２理事」という。）、同Ｂ３（以下「Ｂ３理事」という。）、同Ｂ４、同Ｂ５ほか監事２名がおり、日常業務は、校長Ｂ４（以下「校長」という。）、教頭Ｂ６（以下「教頭」という。）、副教頭Ｂ５（以下「副教頭」という。）などによって運営されていた。

２　昭和45年年末一時金紛争までの労使関係

⑴　春闘をめぐる経緯

ア　昭和45年３月３日、組合は、学校に対し賃上げ一律13,000円等を要求し団体交渉を重ねたが進展しないため、３月30日にいたり、４月１日にストを実施する旨書面で通告した。

イ　学校は、３月31日当地労委にあっせんを申請した。

このことにより上記ストは回避された。

ウ　当地労委は、４回のあっせんを行なった。その間、労使双方に歩み寄りがみられないため、組合は、４月22日の技能検定（以下「検定」という。）日にストを行なった。

エ　４月27日、学校は、賃上げ額7,200円を提示したが組合が拒否したため、当地労委はあっせんを打ち切った。

オ　あっせん打ち切り後、労使は、自主交渉を行なったが進展しないため、労使双方は、５月20日に当地労委に調停を申請した。

カ　当地労委は、２回の調停を行ない、「賃上げについては、組合員１人平均7,400円とし、４月度より実施すること。」等を内容とする調停案を提示した。

キ　６月１日、組合は、調停案を受諾したが、学校は、６月３日に拒否する旨回答したため、調停は不調に終った。

ク　その後、自主交渉により６月19日に調停案と同じ内容で解決した。

⑵　夏季一時金をめぐる経緯

ア　７月４日、組合は、学校に対し夏季一時金として１人当り80,000円を要求し団体交渉を重ねたが進展しないため、学校は、８月18日に当地労委にあっせんを申請した。

イ　この申請に対し当地労委は２回のあっせんを行ない、８月28日に、「１人当り平均賃金の1.8ヵ月分＋5,000円」等を内容とするあっせん案を提示したところ、翌29日に労使ともこれを受諾し解決した。

３　昭和45年年末一時金をめぐる紛争

⑴　紛争にいたるまでの経緯

ア　11月２日、組合は、学校に対し11月９日を回答期限として統一要求年末一時金１人当り170,000円等を内容とする要求を行なった。

イ　11月９日、学校は、上記要求に対し「検討中である。」旨の回答を書面で行なっ

た。

ウ　11月28日、上記要求についての団体交渉が開かれた。席上、組合は、要求額を10万円以上と譲歩提示したのに対し学校は76,774円を回答した。

エ　12月４日の団体交渉で学校は、81,997円を提示したが、組合はとうてい納得することができないとして誠意ある回答を提示するよう求めた。

オ　12月８日の団体交渉では、学校は上積み回答を行なわなかった。

カ　12月13日の団体交渉で学校は、2,003円を上積みした84,000円を提示したが組合は応じなかった。

⑵　12月16日の争議をめぐる状況

ア　12月16日午前10時20分頃、学校は、検定業務を開始しようとしたところ、支部執行委員長Ａ１（以下「Ａ１」という。）が口頭でスト通告をするとともに直ちにストに突入した。

イ　このストで組合は、教習車３台と富山県労働組合協議会所属のマイクロバスを検定コース内に乗り入れる争議手段をとったため、学校は検定を中止せざるを得なかった。

ウ　同日午後１時頃、争議解決の仲介の労をとるため朝日地区労働組合協議会議長Ｃ１（以下「Ｃ１」という。）と同事務局長Ｃ２（以下「Ｃ２」という。）が学校におもむき、団体交渉を開くよう学校と交渉した結果、12月20日に団体交渉を開くことに決まった。

エ　12月20日、上記両名立ち会いの上、団体交渉が開かれた。

この団体交渉でも学校は、明確な回答をしなかった。

しかし、Ｂ２理事が「12月23日に予定しているストを行なわないならば、組合の気持を尊重し納得できる程度のものは出す。」と述べて、次回の団体交渉において相当上積みした金額を提示することを示唆したため、このことを労使とも暗黙裡に了解し、次回の団体交渉を12月25日と決定した。

オ　組合は、上記了解に従って12月23日にはストを行なわなかった。

カ　12月25日、Ｃ１が立ち会いの上、団体交渉が開かれた。

席上、学校は、従前の提示額に3,000円を上積みした87,000円を提示したが、組合は、学校に全く誠意が見られないとして受諾しなかった。

キ　上記団体交渉には、従前から学校の団体交渉員として主導的な立場にあったＢ２理事が出席していなかった。

⑶　年末一時金のあっせん

ア　12月25日、組合は、年末一時金について当地労委にあっせんを申請した。

イ　12月26日のあっせんで、学校は、大型特殊車の教習について組合の協力が得られないことを理由に84,000円以上の上積みに難色を示した。

ウ　当地労委は、12月28日午前10時を回答期限として、「年末一時金は、組合員１人当り平均90,000円とする。」等を内容とした公益委員あっせん案を提示した。

エ　12月27日、学校は、上記あっせん案の諾否について理事会を開いた。

その席上、「あっせん案は、金額的には出せない額ではない。」としながらも、「大型特殊車の教習の件についてまったく触れていない。」、「今年の組合がとった争議行為等を考慮すれば出せない。」等の議論がかわされたが、一応、諾否二通りの回答を用意した。

オ　12月28日午前10時の回答期限までに、学校は、組合の回答がまだ出ていないことを知り、「経理上、84,000円以上は出せない。」との理由で、拒否の回答をした。

一方、組合も戦術上、あっせん案を拒否した。

カ　この結果、あっせんは打ち切られた。

⑷　あっせん案拒否後の状況

ア　あっせん案拒否後の12月29日から翌年１月６日までの間に、Ａ１は、校長に対し再三団体交渉を開くよう申し入れた。

しかし、校長は、「年末であるから」とか、「理事長やＢ２理事が新年会等で多忙である。」、「自分には団体交渉の権限がない。」等の返答をするのみで、いっこうに団体交渉を開こうとしなかった。

イ　12月30日、組合は、交渉が進展しない場合は１月６日の検定日に再度ストを行なうことを決定した。

ウ　昭和46年１月４日の夜、Ｂ２理事は、富山県下新川郡朝日町の自宅で、年始に来訪した元朝日地区労働組合協議会事務局長Ｃ３（以下「Ｃ３」という。）に対し、「組合が12月16日にストをやらなければ、１人10万円を支払う用意があった。」と話した。

Ｃ３は、Ｂ２理事の態度から組合が１月６日に行なうストを予測していることを知った。

４　昭和46年１月６日のストとロックアウト

⑴　学校のストに対する業務体制

ア　当時、学校には指導員が13名、うち検定員の資格を有する者は６名であった。

イ　上記指導員のうち非組合員は６名で、そのうち検定員の資格を有する者は２名いた。

ウ　当時、学校の生徒数は平均約60名であり、週１回の検定日の受験者は平均約20名であった。

エ　学校は、教習業務については、指導員１名で１日約10名の生徒を、また、検定業務については、検定員１名で約10名の生徒を約１時間半で行なうことが可能であるとみていた。

⑵　１月６日のスト

ア　１月６日午前９時50分頃、Ａ１は校長に対し口頭でスト通告をするとともに、直ちにストに入った。

イ　組合は、教習車２台を検定コースに駐車させる等、検定を阻止する争議手段をとった。

このため学校は、検定を中止せざるをえなかった。

⑶　ロックアウト

ア　１月６日午後１時頃、学校は、上記組合の争議に対抗し、「ロックアウト通告」と題し、次のことを内容とする文書を校長からＡ１へ手交した。

1. 貴労組員が無断で搬入・掲出したものは、一切すみやかに撤去されたし。

2. 貴労組員及び管理者の許可なきものは、直ちに退去されたし。

3. 今后貴組合員及び管理者の許可なきものは、一切立入を禁ず。

⑷ スト解除

ア 1月6日午後2時30分頃、組合は、副教頭に対し口頭でスト解除の通告を行なうと同時に、就労要求を行なった。

イ 通告を受けた副教頭は、直ちに富山県魚津市大町の理事長宅に出向いていた校長に、上記通告と要求のあったことを電話で連絡した。

ウ 連絡を受けた校長は、副教頭に対し「スト解除されたら、どんな態勢になるか見ていてくれ。」と指示した。

エ 指示を受けた副教頭は、「生徒がいないから仕事がない。帰ってもよい。」と言って組合員の就労を拒否した。

オ 組合は、就業時間の午後6時頃まで宿直室にいていつでも就労できる態勢にあった。

5 ロックアウトの継続と団体交渉拒否

⑴ ロックアウトの継続と団体交渉拒否

ア 1月7日午前9時頃、前日に引き続き組合は、「我々はストをやめたのだから不当なロックアウトは、すぐにやめてもらいたい。」と言って就労要求並びに団体交渉要求を行なった。

イ これに対し校長は、「今の状態ではロックアウトを解けない。また、私にはロックアウトを解除する権限はないのだから、それ以上は答えられない。あなた達は、ロックアウトを通告されているから学校にこられなくてもよい。」と言って校内から退出するようせまるとともに、団体交渉についても、「ロックアウト中だから応じられない。」と返答した。

ウ このような労使のやりとりは、この日から約1カ月間再々繰り返された。

⑵ トップ会談

ア　１月11日の夜、理事長宅でＣ１立ち会いのもとに、理事長と地本執行委員長Ａ11とのトップ会談が行なわれた。

イ　この会談で両者は、ロックアウトを解除すること、年末一時金はあっせん案を受け入れること、翌12日に団体交渉をもつことをおおむね了解した。

しかし、学校は、この了解事項を実行しなかった。

⑶　ロックアウトの再通告

ア　１月13日、学校は、検定を実施する予定であったが、組合のストを予想し16日に変更した。

イ　同月13日、学校は、組合に対し「昭和46年１月６日付でロックアウトを通告したが、その内容を誤解なきよう茲に再度通告する。」として次の内容のロックアウト通告書を手交した。

1.　貴組合員とその協力者は、当校敷地内及び当校建造物内に立入りを禁ずる。

2.　貴組合とその協力者は、これまで当校敷地内及び当校建造物内に無断で搬入・掲示したものはすべて撤去せよ。又、今後一切のものを搬入・掲示することを禁ず。

3.　今後、管理者の許可なき者は、ロックアウトを解除するまで一切立入りを禁ず。

⑷　１月16日のスト

ア　１月16日の検定日に組合は、午前９時30分頃、口頭でスト通告を行ない直ちに組合員および支援労組員約50～60名で検定車の前にピケをはった。

イ　このため学校は、午前の検定を中止した。

ウ　同日午後１時頃、学校は、再度検定を実施しようとしたが依然として組合がピケを解かないため、学校は、検定を実施することができなかった。

⑸　立入禁止並びに妨害排除仮処分決定とその後の検定

ア　１月11日、学校は、富山地方裁判所魚津支部に対し組合を被申請人として、「検定日のコース内立入禁止並びに妨害排除仮処分命令」を申請した。

イ　同月18日、魚津支部は、「組合は、検定日に組合員並びにその他の第三者を以っ

てするとを問わず、自動車練習場内に立入らせることを禁止する。」旨の仮処分決定を行なった。

ウ　同月20日、組合は、魚津支部に対し仮処分決定に対する異議申立を行なった。

エ　同日、学校は、仮処分決定により検定を実施した。これに対し組合員並びに支援労組員らが自動車練習場外に集まり、マイクでロックアウト撤回と就労要求を呼びかけていた。

⑹　仮処分決定後の労使の状況

ア　１月21日以後、組合は、学校事務所で就労要求と団体交渉要求を繰り返し行なったが、学校は、これに応じなかった。

イ　同月30日、Ｃ３が、富山県下新川郡朝日町のＢ３理事宅を訪問し労使の紛争解決について話し合った。

ウ　その際、Ｂ３理事は、「一切はＢ２理事に任せてあるのだが、組合が絶対にストをやらないことを誓約し、支部三役が学校をやめるのならば円満解決する。」旨を話した。

エ　２月７日、Ｃ３は、朝日町町議会議員Ｃ４（以下「Ｃ４」という。）とともにＢ２理事宅を訪問し、労使の紛争解決について話し合った。

オ　その際、Ｂ２理事は、「私は、よく言っているが支部が全国一般のような上部団体へ加盟することを望んでいない。全国一般から抜けるべきである。」旨を話した。

⑺　一部自主和解

ア　３月11日、富山市内幸町の「よしはら旅館」で、当時、当地労委の使用者委員であったＣ１（以下「Ｃ１委員」という。）の仲介で、組合からは地本組織部長A12が、学校からはＢ２理事と校長及び教頭の３名が出席し、紛争解決について話し合った。

イ　上記話し合いの結果、両者間で次のとおりの覚書を取りかわした。

覚　　書

昭和45年年末一時金と、これに伴う諸問題につき、Ｃ１氏の斡旋のもと、本日、

大要左記条件のもと一部解決したことを確認する。

記

1.　昭和45年年末一時金支給額は９万円をもって妥結する。

2.（イ）昭和46年１月６日、学校側によって通告されたロックアウトの正当・不当なるかについては、裁判所の判決にゆだねることとする。

（ロ）ロックアウトはすみやかに解除すること。

（ハ）ロックアウト期間中の賃金は学校側が仮払いすること。また仮払いは個人に対して行う。

3.　不当労働行為に関して、組合側がなしたる提訴は、これを継続する。

但し、裁判の進行に見合って審理を一時中断する。学校は取下げを希望する。

4.　新就業規則はすみやかに立案し、双方協議の上決定する。

昭和46年３月11日

立会人　Ｃ１

A12

Ｂ２

ウ　３月16日、富山市新総曲輪のキャッスルにおいて上記覚書に基づき、次のとおり和解協定書並びに確認書が取りかわさ れた。

和 解 協 定 書

学校法人　朝日町自動車学校（以下「学校」という。）と、総評全国一般労働組合富山地方本部（以下「組合」という。）同朝日町自動車学校支部は、昭和45年度年末一時金に関連する労働争議に就いて、労使協議の上、一部合意に達したので左記の通り和解協定する。

記

1.　昭和45年度年末一時金に就いては、昨年末、地方労働委員会より提示された公益あっ旋案９万円で、双方妥結する。

1.イ　ロックアウトは、 昭和46年３月15日午前９時を以って解除する。

ロ　昭和46年１月６日以降、右期日までの学校がなしたロックアウト期間中の賃金は、昭和46年３月末日に仮払いする。仮払いは個人に対して支払う。（仮払賃金目録は別紙の通りである。）

尚、右の事項に就いての最終処理は判決の結果に従うものとする。

ハ　学校側の行使したロックアウトの正当・不当に就いては、裁判所の判決にゆだねるものとする。

1.　昭和46年１月８日、組合より富山地方労働委員会に対して行なった不当労働行為救済申立の審理は、これを継続する。

但し､裁判の進行状況等を勘案し､昭和46年５月上旬まで審理を一時中断する。学校は取下げることを希望する。

1.　新就業規則は、すみやかに立案し、労使双方協議の上、決定する。

1.　本件に関するその他の和解事項については、判決をまって最終処理する。

右、協定する。

昭和46年３月16日　　.

朝日町自動車学校

理　事　長　　Ｂ１

総評全国一般労働組合富山地方本部

執行委員長　　A11

右立会人　　Ｃ６

Ｃ５

確　　認　　書

学校法人　朝日町自動車学校と総評全国一般労働組合富山地方本部は、和解協定に基づいて、左記の通り確認する。

記

1.　ロックアウトは、昭和46年３月15日午前10時を以って、解除したことを確認する。

1.　不当労働行為救済申立の件については、昭和46年５月６日、労使双方で再度協議する。

右、確認する。

昭和46年３月16日

学校法人　朝日町自動車学校

理　事　長　　Ｂ１

総評全国一般労働組合富山地方本部

執行委員長　　A11

エ　なお､この和解締結に際し当地労委のＣ５委員と労働者委員のＣ６が立ち会った。

⑻　一部自主和解後の状況

ア　３月15日午前10時をもって学校は、ロックアウトを解除した。

イ　組合は、３月末日以後、上記和解協定書に基づき年末一時金並びにロックアウト中の賃金の支払いを請求した。

ウ　これに対し学校は、金策上の都合と仮払いの金額及び性質について組合と意見が相違することを理由に支払を遅延していた。

エ　４月19日、組合は、富山地方裁判所に対し上記和解による年末一時金及びロックアウト中の賃金等の支払請求仮処分命令を申請した。

オ　同月20日、上記仮処分決定がなされた。

カ　翌21日、組合は、執行官によって仮処分決定どおり年末一時金10名分、90万円、ロックアウト中の未払賃金10名分、1,399,939円の支払いを受けた。

キ　５月７日にいたり、両者間において上記確認書に基づき協議が行なわれたがととのわなかったため、５月12日に当地労委の審査が再開された。

第２　判断

組合は、昭和44年４月、支部が結成されて以来、学校が組合に対しいわれなき憎悪と敵意をいだき陰険執ような数々の不当労働行為を累積し、昭和45年年末一時金要求をめぐる紛争に際しては、当初から紛争解決の熱意を有せず、いたずらに団体交渉を延引・

回避し労使の紛争を激化させ、それに藉口して違法なロックアウトを敢行し一挙に支部の壊滅を企図したものであると主張する。

学校は、昭和45年年末一時金をめぐる紛争に際し組合が各検定日に行なった検定妨害行為は、明らかに違法であり同様な妨害行為が繰り返えされる危険を排除するためロックアウトを実施したものであり、その後もロックアウトを継続したのは、組合の不安定・不完全な労働力を排除し、学校継続の危機を防止するため緊急やむをえなかったものであると主張する。

以下、これについて判断する。

1　昭和45年年末一時金紛争までの労使関係について

昭和45年年末一時金紛争までの労使関係は、春闘をめぐる経緯や夏季一時金をめぐる経緯から見て、労使間に強い不信感があったことがうかがわれるのであるが、学校は、春闘においてあっせん手続きにより４月１日のストを回避したこと、当地労委が４回のあっせんさらに２回の調停を重ねたにもかかわらずわずか200円のひらきでこれを拒否し、その後自主交渉の名目のもとに３カ月半も要しながら調停案と同一の内容で解決したこと、また夏季一時金において解決に約２カ月間を要したことから、学校には自主交渉で解決しようとする誠意が見られず、当地労委の場を利用し、いたずらに解決を遷延し、さらにはストを避けることが主たる目的であったと認められる。

2　昭和45年年末一時金をめぐる紛争について

昭和45年年末一時金交渉において組合は、要求を17万円から10万円に譲歩しながらも４回の団体交渉を重ねたが、学校は、８万４千円の回答をしたにとどまり解決のための誠意あの態度を示さなかったことが要因となり、組合が12月16日に要求実現をめざし検定を阻止するストを行なったことは、やむをえなかったものであると認められる。

さらに、12月20日に行なわれたＣ１、Ｃ２両人立ち会いの団体交渉においてＢ２理事が、「12月23日に予定しているストを行なわないならば、組合の気持を尊重し納得できる程度のものは出す。」と発言したため組合はこれを信じ、23日に予定していたストも中止し25日に行なわれる団体交渉に期待をかけていたにもかかわらず、その重要な団体

交渉には、従前から学校の団体交渉員として主導的立場にあったＢ２理事が明確な理由もなく欠席し、しかも 3,000円の上積みしか示さなかったことは、ストを避けてまで学校の言う“納得できる程度の額”を信じていた組合の期待をはなはだしく裏切る行為であり当初から12月20日の団体交渉の内容を履行する意思がなかったことを表わしている。

学校は、年末一時金のあっせん案に対し金額的には出せる額であるとしながらも、大型特殊車の教習の件や組合のとった争議行為にかこつけてあっせん案を拒否したことは、１月４日、Ｂ２理事がＣ３に「組合が12月16日にストをやらなければ、１人10万円を支払う用意があった。」と発言したことから、12月16日の検定日に行なった組合の争議行為に対する報復的措置であると認められる。

また、学校は、あっせん案を拒否すれば解決が一層困難になることが十分に予測されたにもかかわらず、あえてこれを拒否したことは、紛争を激化・長期化させることにより組合に打撃を与える意図があったことがうかがわれる。

その上、あっせん案拒否後、年末一時金紛争が重大な事態になっていたにもかかわらず、「年末であるから」とか、「理事長やＢ２理事が新年会等で多忙である。」というあいまいな理由で組合からの再三にわたる団体交渉の申し入れを拒否したことは、この紛争をますますエスカレートさせる要因となったものである。

３　ロックアウトと団体交渉拒否について

学校のストに対する業務体制は、当時の生徒数平均約60名を教習するには６名の非組合員で、また、当時の検定日の受験生平均約20名を検定するには２名の非組合員の検定員で足りる体制にあったので、組合がたとえ労務不提供の争議手段をとったとしても学校が教習計画に若干の操作を加えることにより、業務の遂行に痛ようを感じない状態であった。

このような学校の業務体制に組合は、焦燥感を来たし、争議行為を効果あらしめるためには、12月16日、１月６日、１月16日の検定日に検定を阻止する争議手段をとらざるをえなくなったと言っても過言ではない。

検定業務は、指定自動車教習所においては自主的に遂行できるものであり、また、日

時の変更も可能であることから単に学校が予定していた日に検定ができなかったとしても、学校経営の存続を危たいならしめるものとは言えず、その上、非組合員によって十分とは言えないが学校業務の遂行が可能であったことから、組合のとった１月６日のストに対抗し防御的手段に藉口しロックアウトを行なったこと、組合が１月６日の午後２時30分頃に、副教頭に対しスト解除通告と同時に就労要求を行ない、その後も、いつでも就労できる態勢をとりながら就労要求と団体交渉要求を重ねていたにもかかわらず、学校は、「今の状態ではロックアウトを解けない。また、私にはロックアウトを解除する権限はないのだから、それ以上は答えられない。あなた達は、ロックアウトを通告されているから学校にこられなくてもよい。」、「ロックアウト中だから応じられない。」と言って就労と団体交渉を拒否したこと、および１月11日のトップ会談における了解事項を実行しなかったことなどから、当初からロックアウトを継続し組合に決定的な打撃を与えようとした学校の意図が明らかである。

学校は、１月６日の「ロックアウト通告」を補足して、１月13日再度「ロックアウト通告書」を出したが、この頃、すでに組合がストを解除し就労要求している事実や、トップ会談により紛争を解決しようと努力している事実から見ても、もはやこのロックアウトは､使用者の対抗手段としての域を逸脱しており明らかに攻撃的意図が認められる。

学校は、１月18日の仮処分決定後、学校運営が完全に確保できたことに力を得てその後も自力で解決しようとせず、１月30日には、Ｂ３理事がＣ３に対し「組合が絶対にストをやらないことを誓約し、支部三役が学校をやめるのならば円満解決する。」と発言したことや、２月７日にＢ２理事が、Ｃ３とＣ４に対し「支部が全国一般のような上部団体へ加盟することを望んでいない。全国一般から抜けるべきである。」と発言したことから見ても､組合が改しゅんの意を表するか､支部が地本から脱退するか､あるいは、支部が壊滅するまでロックアウトを継続しようという意図が明らかにされたものと認められる。

また、学校は、自主交渉により３月16日に一部和解が成立したにもかかわらず金策上の都合等を理由に賃金の支払いを遅延し、組合をして仮処分申請を行なわしめ、その決

定によりようやく支払ったことは、組合に経済的打撃を与えようとしたことはもちろんのこと、学校の不誠意を表わしたものにほかならない。

以上のとおり、本件ロックアウトならびに団体交渉拒否は、組合の存在を嫌悪し支部の壊滅を図る目的でなされた労働組合法第７条第１号および第２号に該当する不当労働行為であると認める。

なお、組合は、他に陳謝文の手交および掲示の命令等を求めているが、主文の命令で救済を果せるものと判断する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条の規定により主文のとおり命令する。

昭和47年９月７日

富山県地方労働委員会

会長　菅　野　貞　雄